

第14回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和5年10月25日(水) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員 2番 大川里美 委員 3番 志田敏朗 委員
4番 恩田明雄 委員 5番 五十嵐晃樹 委員 7番 石栗 聡 委員
8番 齋藤 学 委員 9番 齋藤 茂 委員 10番 庄司正廣 委員

4. 総会に欠席した農業委員は、次のとおりである。

6番 齋藤 俊介 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 須藤輝一
事務局 長 補 佐 渋谷 淳
総務 係 長 渡部 涼子
会計 年度 職員 高橋 加奈

- 議 長 　　ただ今より、第14回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(9:30)
- 総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 異議なしと認めます。
したがって、1番 黒田 暢 委員、3番 志田 敏朗 委員の2名を指名いたします。
- これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第1 報告事項1「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」の報告を求めます。
事務局、説明願います。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 報告事項1 ≫
議 長 　　以上で日程第1の報告を終わります。
日程第2 第33号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 第33号議案 ≫
議 長 　　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手) (賛成8名、反対0名)
挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。
- 次に、日程第3 第34号議案「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局からの説明を求めます。
- 渡部総務係長 (説明) ≪ 第34号議案 ≫
議 長 　　本案件については転用でありますので、過日実査しております。実査委員長より報告を求めます。
5番 五十嵐 晃樹 委員、登壇願います。
- 5 番 　　5番 五十嵐です。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、***町内会の案件をご報告いたします。去る10月12日、実査委員の黒田暢委員、石栗聡委員と私、事務局より渡部総務係長の四名が立ち合いのもと実査を行いました。この土地には****、****氏が****氏の農地に住宅用地として利用するため転用するものであります。東、西側は町道、南、北は宅地で周辺への影響に関しては特に問題がないことを確認しました。以上の結果、転用について問題なく、許可相当と判断いたします。ご審議のほ

- 議 長 　　どよろしくお願いいたします。
- 議 長 　　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。
本案については、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
（挙手）（賛成8名、反対0名）
- 議 長 　　挙手全員であります。したがって、本案については「許可相当」といたします。

以上をもちまして、第14回三川町農業委員会総会を閉会します。

（9：40）

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 3 番